

肝炎定期検査費助成事業 実施要綱の一部改正について

(改正主旨)

厚労省通知「特定感染症検査等事業について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき、肝炎初回精密検査費助成事業及び定期検査費助成事業を行っているが、今般、国の要領が改正されたため青森県もそれに従い改正したものの。

1 定期検査費助成事業実施目的

肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげるため、定期検査に係る費用を助成し、重症化予防を図る。

2 対象者

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

ア 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

ウ 住民税非課税世帯又は市町村民税所得割の合計が235,000円未満の世帯に属する者

エ 県、青森市又は市町村が実施するフォローアップ事業に同意した者

オ 青森県肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

3 自己負担限度額

階層区分		自己負担限度額	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税所得割の合計が235,000円未満の世帯に属する者	⑳まで3,000円 ㉑～2,000円	⑳まで6,000円 ㉑～3,000円
乙	住民税非課税世帯	0円	0円

4 助成回数及び対象となる費用

1年度内2回まで

肝炎ウイルス検査に係る検査項目